アドミニストレーション

第6巻1号

1999年9月

論説

インターネットを利用した科学実験システムの一構想		
税所	幹幸	(27)

Language class-size survey findings, 1998-99:	
If 'small' is not small, then bigger is better?	
Paul A. Beaufait	(39)

Andragogy in English as a Foreign Language Classes	
at Prefectural University of Kumamoto	
Daniel T. Kirk	(55)

もう一つの総量規制?		
一統計行政改革の課題と展望一		
原田	久	(106)

熊本県立大学総合管理学会

熊本県立大学総合管理学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、熊本県立大学総合管理学会と称する。

【事務所】

- 第2条 本会の事務所は、熊本県立大学総合管理学部資料室に置く。
- 【目的】
- 第3条 本会は、総合管理学(アドミニストレーション)に関わる研究および発表を目的とする。 【事 業】
- 第4条 本会は次の事業を行う。
 - (1) 機関誌「アドミニストレーション」の発行
 - (2) 研究会、講演会の開催
 - (3) その他評議員会において適当と認めた事業

第2章 会員

【会 員】

- 第5条 本会は、次の者をもってその会員とする。
 - (1) 熊本県立大学総合管理学部の教授、助教授、常勤の講師および助手(普通会員)
 - (2) 熊本県立大学大学院アドミニストレーション研究科の大学院生(院生会員)
 - (3) 熊本県立大学総合管理学部の学生(学生会員)
 - (4) 熊本県立大学総合管理学部・大学院の卒業生および評議員会の承認を得て入会した者(特別会員)
 - (5) 熊本県立大学名誉教授にして過去に本会の普通会員であった者、およびその他評 議員会において推薦した者(名誉会員)

【会費】

- 第6条 会員は、会費を納めなければならない。但し、名誉会員についてはこの限りではない。
 2 会費については評議員会が別にこれを定める。
- 【「アドミニストレーション」の無料配布】
- 第7条 会員は、無料にて「アドミニストレーション」の配布を受けることができる。但し、発 行日より5年経過した場合はこの限りではない。
- 第3章 運営

【役員】

- 第8条 本会には以下の役員を置く。
 - (1) 会長
 - (2) 評議員
 - (3) 理事
 - (4) 監査役
 - 2 本会は、上に挙げた役員の他、必要と認めた場合には、名誉会長を置くことができる。

-(略)-

熊本県立大学総合管理学会

名誉会長 手島 孝(熊本県立大学学長)

会 長 渡邊 榮文 (熊本県立大学総合管理学部学部長)